

令和２年度特定侵害訴訟代理業務試験

採点実感〔事例問題１〕

問１ 起案

１．答案全体の総評

特許権侵害訴訟における差止請求及び損害賠償請求の趣旨、構成要件該当性、均等侵害の成否並びに損害額の算定について、原告代理人の立場から訴状の空欄を埋める問題であった。いずれも基本的な論点についての理解を問うものであるが、空欄の数が少なくなかったこともあり、特許公報の記載や原告代表者の言い分を踏まえ、構成要件の解釈とそのあてはめ、均等侵害の各要件の摘示とそのあてはめ、損害算定に関する条文の要件の指摘とそのあてはめを、それぞれ一つ一つ要領よく行うことができた答案とそうでない答案とで点差が開いた。

２．具体的指摘事項及び補足事項

- (１) 空欄１は、差止請求に関する請求の趣旨を記載する問題であるが、「製造、販売」のみで「販売の申出」を記載しない答案、「又は」と「及び」の区別ができていない答案も少なくなく、不正確なものが予想外に多かった。
- (２) 空欄２は、損害賠償請求に関する請求の趣旨を記載する問題であり、おおむねよくできていたが、「年３分」ではなく「年５分」とするものも散見された。
- (３) 空欄３、４は、構成要件Ｂ－１と構成要件Ｂ－２の該当性を記載する問題である。構成要件Ｂ－１については、「ほぼ台形領域」の範囲について、特許明細書の記載と図面を考慮してその意義を解釈したうえで、あてはめをすべきであるが、原告代表者の言い分を引き写して、被告製品は構成要件Ｂ－１を充足すると記載するものが多数であった。また、同じく構成要件Ｂ－１の「鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に」へのあてはめをしない答案が相当数あった。クレーム解釈を全く行わない答案もあり、全体として、クレーム解釈とあてはめの区別がついてないといわざるを得ない答案が多かった。
- (４) 空欄５の均等侵害の５要件については、第三要件の基準時を特許発明出願時とするもの等、不正確な答案も見られたが、概してよくできていた。

- (5) 空欄6の均等侵害の第一要件のあてはめでは、本件特許と被告製品の相違点（切り込み線の領域の違い）は、本質的部分ではないことを論証する必要があるが、どこが発明の本質的部分であるかと認定せずに、第一要件を満たすとするものが散見された。本質的部分の定義と本件特許の本質的部分の認定までできている答案はそれほど多くなかった。
- (6) 空欄7、8の均等侵害の第二要件、第三要件のあてはめについては、結論だけ述べるものが多く、第二要件について、本件特許の作用効果を認定し、被告製品と対比し、あてはめるという論述ができている答案は非常に少なかった。また、第三要件について、従来技術を指摘して、容易想到性を論じている答案もほとんどなかった。
- (7) 空欄9、10では、特許法102条1項1号、2号の条文の要件の理解とそのあてはめが求められたが、限界利益の概念を理解していない答案、「侵害の行為がなければ販売することができた物」の認定がない答案、かけ算を間違える答案等、全体に出来はよくなかった。

問2 小問

小問(1)は、確定期限のある債権の消滅時効の起算点及び時効期間、保証債務の範囲、承認による時効の更新、主たる債務者に生じた事由の保証人に対する効力といった民法に関する基本的理解を問うものであった。権利の承認にあたる旨の指摘ができた答案は、予想以上に少なく、催告や支払督促の問題として論じるものがかなりあった。また、主たる債務者に生じた事由の保証人に対する効力についても正しく理解できていない答案が相当数見られた。時効、保証といった民法の基本的な知識の正確な理解が必要である。

小問(2)は、既判力の時的限界、既判力の客観的範囲の原則と例外（訴訟上の信義則）、終局判決・中間判決の区別について問う問題であった。これも、基本的な論点に関する問題であったが、既判力の時的限界に関し、既判力の基準時を意識していない答案、既判力の客観的範囲に関し、例外の信義則にのみ言及し、既判力が及ばないという原則に触れられていない答案等、基本的な理解が不十分と思われる答案も見られた。他方で、既判力の客観的範囲に関し、原則と例外にきちんと触れたうえで、却下すべきと正確に結論づける優れた答案も見られた。

以 上